

野田阪神野外音楽ステージストリートミュージシャン認定要領

大阪市福島区役所

(目的)

第1条 この要領は、大阪市福島区役所（以下「福島区」という）が野田阪神駅周辺活性化プロジェクトの一環として実施する野田阪神野外音楽ステージ（別紙1位置図参照）への出演ミュージシャンの健全なライブ活動の誘導を図り、もって駅周辺の商業等の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)認定ストリートミュージシャン野田阪神野外音楽ステージにてライブ演奏活動をする福島区が認定した個人又はグループの総称。
- (2)認定福島区の審査に合格し、かつ第5条で定める誓約事項を遵守することを誓約したミュージシャンであることを認証すること。

(ミュージシャンの認定を行う者)

第3条 ミュージシャンの認定は、大阪市福島区長（以下、「福島区長」という）が行う。

(認定を受けた者以外の活動禁止)

第4条 野田阪神野外音楽ステージで音楽活動をしようとするミュージシャンは、その活動を開始しようとする1カ月前までに福島区からの認定を受けることとし、認定を受けないミュージシャンの野田阪神野外音楽ステージでの音楽活動はこれを禁止するものとする。

(認定申請)

第5条 認定を受けようとするミュージシャンは、福島区が指定する窓口に所定の書式及び関連書類を提出して申請するものとする。

(誓約事項)

第6条 認定を受けようとするミュージシャンは全員、以下の誓約事項を遵守することを誓約書への署名により誓約するものとする。

- ① 発電機・ドラムを使用しないこと
 - ・周辺の人家・店舗及び一般通行人への騒音の影響が大きい、大音量を発生する器材

を使用しないこと。

② 音量の制限を守ること

・福島区が定める地点において音量を計測し、基準値(90db)を超える場合は警告を与える。また、警告に応じない場合は、強制的に演奏を中止させる。

③ 活動時間を守ること

・演奏等の活動時間は別紙2に定める。

④ 歩行者通行への配慮

・演奏者は一般通行人や店舗利用者の邪魔にならないよう通路を確保すること。また、観客に対しても地面に座り込んで通行を妨げないなど協力を呼びかけること。点字ブロックからは片側1m以上の幅員を確保すること。

⑤ 原状回復と清掃徹底

・演奏等の終了後はチラシ等が散乱しないように掃除を行い、演奏場所周辺のゴミ拾いなどを行うこと。

⑥ 販売行為をしない

・駅前広場は法律上の「道路」であり、道路上で自主制作CD、チケット等を無許可で販売する行為は、道路法及び道路交通法で禁止されているので行わないこと。ミュージシャンの認定は、販売行為を許可するものではないこと。

⑦ その他

・活動中は認定証を観客及び通行人等に見えるように掲示すること。
・演奏活動に伴う事故、紛争、損害等に関しては、自己の責任において解決すること。
・申請時点をもって、法令等に違反して刑に処せられていない又は処せられることが確定していないこと。また、前述の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年以上経過していること。

2 認定されたミュージシャンの活動は、福島区がミュージシャンの演奏活動による市街地・商店街等商業店舗の活性化のための事業を行う場所として道路管理者から使用承認を取得した、野田阪神野外音楽ステージで行われるものとする。

3 福島区及びその他公共機関等が行事その他の目的で野田阪神野外音楽ステージを使用するときは、認定を受けた者であっても使用することはできないものとし、認定を受けた者はその旨を了解したものとする。

(申請者の確認)

第7条 福島区は認定申請を受けた際、申請内容確認のため、申請者本人であることを証明する身分証明書の提示を求めることができるものとする。

(認定)

第8条 福島区は第4条の申請を行った者で、第5条の各条項を厳守する旨の誓約をした者

のうち、以下の条件のいずれかに適応した者を健全な音楽活動をする認定ストリートミュージシャンとして認定する。

- ① 大阪パフォーマーライセンスを所有する者
- ② ミュージシャン OSAKA グランプリにて受賞した経験がある者
- ③ その他、福島区長が認める者
- ④ また、以下の場合は認定を行わないものとする。
 - ・過去に悪質な事由により認定を取り消されたことがある場合
 - ・申請書類記載事項が事実と異なる場合

(認定証の交付等)

第9条 前条で認定を行った場合は、認定証を交付する。また、不認定の決定を行った場合は、不認定通知を行う。

(変更または廃止の届出)

第10条 認定証の交付後、記載事項に変更があった場合、または認定ストリートミュージシャン自体が解散または活動を廃止した場合は登録事項変更(廃止)届を福島区に提出するものとする。

(認定取消し)

第11条 福島区は以下の場合は認定を取り消すものとし、認定取消通知書を認定ストリートミュージシャン(代表者)宛送付する。

- ① 誓約事項に違反した者
- ② 法令等に違反して刑に処せられる、またその執行を受ける者

2 前項の事由で認定を取り消されたミュージシャンに対しては、原則として再認定は行わない。

附則

この要領は、平成25年3月25日から施行する。